

事前予約から宣誓書受領証交付までの流れ

電話、FAX、メールで事前予約（宣誓希望日の3開庁日前まで）

宣誓日時や必要書類などの確認をします。

受付日時：月曜日から金曜日、午前9時～午後5時30分

※祝休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

連絡先：人権企画調整課

電話 072-228-7159

ファックス 072-228-8070

メール partnership@city.sakai.lg.jp

※宣誓希望日の3開庁日前【(例) 宣誓希望日が4月1日(月)の場合→3月27日(水)】までにご予約ください。

※宣誓に通称名を使用される場合は、事前にお申出ください。

パートナーシップ宣誓

予約した日時に必ずパートナーと二人で来庁してください。

場所：堺市役所 高層館6階 人権企画調整課

所在地：堺市堺区南瓦町3番1号

※ご希望に応じて、個室で対応します。

下記書類をご持参ください。

提出書類

提出書類は発行から3カ月以内のものをご提出ください。

●住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※いずれもマイナンバーの記載のないもの

※本籍や続柄の記載は不要です。

●独身であることの証明書

・独身証明書又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※本籍のある市町村で交付を受けてください。

・外国籍の方については、本国が発行する婚姻要件具備証明書等の独身であることが確認できる証明書及びその日本語訳

提示書類

●本人確認書類

個人番号カード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって本人の顔写真が貼付されたもの等

※有効期限のあるものについては有効期限内のものをご提示ください。

※通知カード（個人番号）は本人確認書類として使用できません。

宣誓書受領証の交付

要件を満たしていることを確認した上で、即日交付します。
発行手続きのためのお時間を頂戴します。